

告示第602号

令和6年5月7日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

古紙類及びプラスチック容器類収集業務委託契約に係る制限付き一般競争入札の実施及びこの入札に参加する者の資格について（公告）

古紙類及びプラスチック容器類収集業務委託契約に係る制限付き一般競争入札を実施するについて、この入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の6第1項並びに鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第3条の規定により公告します。

なお、この契約に係る制限付き一般競争入札に参加する資格を得ようとする者は、下記の要領により入札参加資格審査申請書及び関係書類を提出してください。

## 記

### 1 入札に付する委託業務名等

#### (1) 業務名

古紙類及びプラスチック容器類収集業務委託

#### (2) 業務期間

令和6年6月3日から令和7年3月31日まで

#### (3) 業務概要

鹿児島市の指示する作業計画に基づき、鹿児島市が指定する区域から排出される新聞・チラシ、段ボール、紙箱・包装紙等、雑誌類、紙パック及び衣類、プラマークのついている袋や容器、商品を取り出した後、不要となるプラスチック製の袋や容器、商品を保護していた緩衝材等をその量の多寡にかかわらず、指定された日時に完全に収集し、指定された場所に運搬し、搬入するもの

### 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

#### (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 納期の到来している鹿児島市税を完納していること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) この公告の日（以下「公告日」という。）以後において、本市から契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (7) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (8) 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有する法人であること。
- (9) 1週間のうち本市が指定する4日間について、この業務に専用で使用できる塵芥車（2トンシャーシーから3トンシャーシーまでの回転板押込型の塵芥車に限る。）1台を令和6年5月31日までに確保できること。
- (10) 令和6年5月31日までに、(9)の塵芥車1台について、運転手1人以上及び作業員2人以上を配置し、専らこの業務に従事させることができること。
- (11) 公告日現在において、本市から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者でかつ令和6年度の本市の古紙類及びプラスチック容器類収集業務委託を受託していない者のうち、次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 令和6年度の本市資源循環部の車両の借上げに係る車両借上業者として登録している者（塵芥車の登録のある者に限る。）
  - イ 令和3年度から令和5年度までの間に、本市資源循環部の車両の借上げに係る車両借上業者の登録に基づき鹿児島市清掃事務所が発注したごみ収集業務に係る塵芥車の借上実績を有する者
- (12) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第1号から第3号までに定める基準に適合していること。
- (13) 契約後、この業務を適確に処理できる経営の規模及び状況にあると認められること。

### 3 入札参加希望の申請方法等

#### (1) 提出書類等

この業務委託の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。なお、所定の期日までに申請書等を提出した者で、入札参加資格があると認められたものでなければ、この入札に参加することができない。

- ア 制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式1）
- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号に関する申告書（様式2）
- ウ 業務に使用する塵芥車調書（様式3）並びに記載した塵芥車に係る自動車検査証（電子化された自動車検査証の場合は、自動車検査証記録事項）及び賃貸借契約書（借用している場合）の写し（業務に使用する塵芥車の自動車検査証の写しを添付することができない場合は、誓約書。様式4）
- エ 業務に従事させる従業員調書（様式5）及び記載した運転手に係る運転免許証の写し（業務に従事させる従業員の氏名を記載することができない場合は、誓約書。様式6）
- オ 一般廃棄物処理業許可証（事業の区分が、「収集・運搬（積替え、保管を除く）」であるもの）の写し
- カ ごみ収集業務に係る塵芥車の借上実績等調書（様式7）
- キ 本市が発行する市税の滞納がないことの証明書
- ク 商業登記簿謄本（登記事項証明書）
- ケ 従業員名簿
- コ 公告日前における直近の営業年度の財務諸表
- サ 営業用機械器具及び施設一覧表（様式8）
- シ 印鑑証明書（原本）
- ス 使用印鑑届（実印と使用印が同じ場合は不要。様式9）
- セ 資本関係又は人的関係のある法人に係る申告書（様式10）

(2) 申請書等の受付期間

公告日から令和6年5月17日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 申請書等の受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(4) 申請書等の受付場所

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市環境局資源循環部資源政策課（みなと大通り別館4階）

(5) 申請書等の提出部数

各1部

(6) その他

ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、返却しない。

ウ 申請書等の様式は、本市ホームページ（<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>）において入手することができる。

#### 4 注意事項

- (1) 申請書等は、公告日現在で作成すること。
- (2) 申請書の印は、実印を押印すること。
- (3) 鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録された業者及び令和5年10月2日付け告示第1147号「業務委託等の契約に係る入札参加者の資格及び入札参加資格審査申請書の受付について（公示）」に基づき鹿児島市業務委託等入札参加資格審査申請を行った者は、3(1)のク及びシの書類の提出を省略することができる。
- (4) 証明書類は、印鑑証明書を除き、複写機による写しでもよい。なお、証明年月日は、申請書の提出日前3か月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを提出すること。ただし、市税の滞納がないことの証明書は、公告日以降に発行されたものを提出すること。
- (5) 申請書等は、3(1)に記載の順に並べて提出すること（A4判ファイル等に綴じないこと。）。

#### 5 入札参加資格の審査及び通知等

- (1) 入札参加資格は、提出された書類等により審査し、その結果は令和6年5月20日（月）までに確認通知書により通知する。
- (2) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から2日以内に市長に対して、入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。なお、説明を求める場合には、土曜日及び日曜日を除く3の受付時間及び受付場所に書面を直接持参して行わなければならない。
- (3) (2)の説明を求められたときは、令和6年5月23日（木）までに書面により回答する。

#### 6 仕様書等の閲覧及び質疑応答

- (1) この業務委託の仕様書等は、次のとおり閲覧に供する。
  - ア 閲覧期間  
公告日から令和6年5月24日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
  - イ 閲覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）
  - ウ 閲覧場所  
鹿児島市山下町11番1号  
鹿児島市環境局資源循環部資源政策課（みなと大通り別館4階）
  - エ その他  
仕様書等は、公告日から令和6年5月24日（金）までの間、本市ホームページにおいても閲覧に供する。

(2) 仕様書等に関して質問がある場合には、質問書（様式 1 1）に質問事項を記載し、電子メールで送付すること。なお、電子メールの受信確認は、送信者の責任において行うこと。

ア 受付期間

公告日から令和 6 年 5 月 2 0 日（月）正午まで

イ 受付電子メールアドレス

shige-kanri@city.kagoshima.lg.jp

ウ 質問書様式交付場所

本市ホームページにおいて入手することができる。

(3) (2)に対する回答は、令和 6 年 5 月 2 2 日（水）午後 5 時 1 5 分までに質問者に対して電子メールで行うとともに、本市ホームページにおいて閲覧に供する。

7 入札説明会

実施しない。

8 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和 6 年 5 月 2 4 日（金）午前 1 0 時

(2) 場所

鹿児島市山下町 1 1 番 1 号

鹿児島市役所みなと大通り別館 4 階 4 0 1 会議室

(3) 入札参加者は、入札前に入札参加資格を有することを証する 5 (1) の確認通知書の写しを担当職員に提示しなければならない。

9 入札方法

(1) 入札書は、8 に掲げる日時及び場所に直接持参し、入札執行者に提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は、3 回までとする。

1 0 入札保証金

鹿児島市契約規則第 5 条第 3 号の規定により免除する。

## 1 1 契約保証金

鹿児島市契約規則第26条第9号の規定により免除する。

## 1 2 最低制限価格

設定する。

## 1 3 開札の方法

即時開札

## 1 4 入札の無効等

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

エ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

オ 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札

カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

キ 再度入札において前回の入札の最低金額以上の金額による入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

(3) 初度又は再度の入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は、当該契約に係るその後の再度の入札に参加することはできない。

(4) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。なお、同価入札をした者は、くじによる落札の決定においてくじを辞退することはできない。

(5) 入札した者は、入札後、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(6) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

## 1 5 落札者の決定方法

予定価格の範囲内でかつ最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。なお、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

#### 1 6 契約締結の申出期限等

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。

#### 1 7 問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市環境局資源循環部資源政策課（みなと大通り別館4階）

電話 099-216-1288

ホームページ <https://www.city.kagoshima.lg.jp/>

電子メール [shige-kanri@city.kagoshima.lg.jp](mailto:shige-kanri@city.kagoshima.lg.jp)